

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月16日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

## 館林地区消防組合規則第1号

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和45年館林地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1号様式」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「様式第2号」に改める。

第9条の4第1項第1号中「100分の119」を「100分の124」に、「100分の200」を「100分の210」に、「100分の143」を「100分の148」に、「100分の240」を「100分の250」に改め、同項第2号中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の119」を「100分の124」に、「100分の128.5」を「100分の133.5」に、「100分の143」を「100分の148」に改め、同項第3号中「100分の96」を「100分の101」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の92.5」に、「100分の106.5」を「100分の111.5」に改める。

第9条の5第1項第1号中「100分の49」を「100分の51.5」に、「100分の59」を「100分の61.5」に改め、同項第2号中「100分の45.5」を「100分の48」に、「100分の55.5」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の43.5」を「100分の46」に、「100分の53.5」を「100分の56」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

総務課決裁			
課長	補佐	係長	係

申請者 所属長

扶養親族認定申請書

年 月 日提出

申請者 職・氏名： 所 属：							
親族氏名	続柄	生年月日	同居 別居の別	職 業	月 収		※支給の 始期
					種 類	金 額	
配偶者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※受 理		年 月 日			
年 月 日 上記のとおり認定する							
備考							

様式第2号（第3条関係）

総務課決裁			
課長	補佐	係長	係

申請者 所属長

扶養親族異動認定申請書

年 月 日提出

申請者 職・氏名： 所 属：								
異動の別	親族氏名	続柄	生年月日	年令 (満)	職業	月収額	異動年月日	理由
増								
加								
減								
少								
受理	年 月 日		支給の始期・終期		年 月 {から} まで 支給			
年 月 日 上記のとおり認定する								
備考								

第2条 館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和45年館林地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項第1号中「100分の124」を「100分の121.5」に、「100分の210」を「100分の205」に、「100分の148」を「100分の145.5」に、「100分の250」を「100分の245」に改め、同項第2号中「100分の112.5」を「100分の110」に、「100分の124」を「100分の121.5」に、「100分の133.5」を「100分の131」に、「100分の148」を「100分の145.5」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の90」に、「100分の111.5」を「100分の109」に改める。

第9条の5第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の50.25」に、「100分の61.5」を「100分の60.25」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の46.75」に、「100分の58」を「100分の56.75」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の44.75」に、「100分の56」を「100分の54.75」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則第9条の4及び第9条の5の規定は、令和5年12月1日から適用する。